

(案)

厚生労働省発社援※※第※号
令和※年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 別 紙	正 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	後	現 別 紙	行 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
第1 通 則	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。		
第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)	1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する <u>とともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助すること</u> により、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (定 義)	2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、	第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)	1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、 <u>「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）</u> 、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (定 義)

改 正 後				現 行			
中分類及び小分類の施設をいう。				中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法 第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設		(1) 生活保護法 第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	
(2) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設			(2) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

改	正	後	現	行
に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設			に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事		(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第	

改	正	後	現	行
8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	業所 相談支援事業所		8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	業所 相談支援事業所
(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)

改	正	後	現	行	
(削除)			<p>(6) <u>児童福祉法第6条の2の2</u> 第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p><u>児童福祉施設</u></p> <p><u>児童発達支援センター</u></p> <p><u>児童発達支援事業所</u></p> <p><u>放課後等デイサービス事業所</u></p>	<p><u>障害児入所施設</u></p> <p><u>児童発達支援センター</u></p> <p><u>福祉型障害児入所施設</u></p> <p><u>医療型障害児入所施設</u></p> <p><u>福祉型児童発達支援センター</u></p> <p><u>医療型児童発達支援センター</u></p>
(削除)			<p>(7) <u>児童福祉法第6条の2の2</u> 第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定</p>	<p><u>居宅訪問型児童発達支援事業所</u></p> <p><u>保育所等訪問支援事業所</u></p> <p><u>障害児相談支援事業所</u></p>	

改 正 後				現 行			
(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム			する障害児相談支援を行う事業所			
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設			(8) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(9) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所			(9) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(10) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設			(10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
				(11) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		

改	正	後	現	行
づく日常生活 支援住居施設			づく日常生活 支援住居施設	
(10) 売春防止法 (昭和 31 年 法律第 118 号) 第 34 条第 5 項に基づく 要保護女子を 一時保護する 一時保護所、同 法第 36 条に 基づく要保護 女子を収容保 護するための 婦人保護施設	一時保護所 婦人保護施設		(新設)	
(11) 上記以外の 施設であって、 当該施設につ いて国が当該 施設の設置及 び運営につい ての基準を定 めており、 かつ、厚生労働 大臣が特に整 備の必要を認 めるもの	その他施設		(12) 上記以外の 施設であって、 当該施設につ いて国が当該 施設の設置及 び運営につい ての基準を定 めており、 かつ、厚生労働 大臣が特に整 備の必要を認 めるもの	その他施設

改	正	後	現	行																											
3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。 (1) 第2の2の表第1号、第2号、第 <u>9</u> 号及び第 <u>11</u> 号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第 <u>7</u> 号の施設の場合	3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。 (1) 第2の2の表第1号、第2号、第 <u>11</u> 号及び第 <u>12</u> 号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第 <u>9</u> 号の施設の場合																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創 設</td><td>新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td>増 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td></tr> <tr> <td>増 改 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。</td></tr> <tr> <td>改 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</td></tr> <tr> <td>拡 張</td><td>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td></tr> <tr> <td>大規模修繕等</td><td>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社</td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創 設	新たに施設を整備すること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th><th>整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創 設</td><td>新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td>増 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td></tr> <tr> <td>増 改 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。</td></tr> <tr> <td>改 築</td><td>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</td></tr> <tr> <td>拡 張</td><td>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</td></tr> <tr> <td>大規模修繕等</td><td>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社</td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創 設	新たに施設を整備すること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社		
整備区分	整備内容																														
創 設	新たに施設を整備すること。																														
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。																														
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。																														
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。																														
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。																														
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社																														
整備区分	整備内容																														
創 設	新たに施設を整備すること。																														
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。																														
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。																														
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。																														
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。																														
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社																														

改	正	後	現	行
スプリンクラー設備等整備	会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設設備整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	応急仮設施設設備整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含

(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含

改	正	後	現	行
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備すること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。	スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。
応急仮設施設設備整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。	応急仮設施設設備整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。

改	正	後	現	行
避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。		避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

改	正	後	現	行
りではない。)			りではない。)	
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。	応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設設備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備（居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	避難スペース整備（居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

改 正 後		現 行	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創 設	<u>新たに施設を整備すること。</u>
増 築	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>
増 改 築	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備）を含む。）をすること。</u>
改 築	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</u>
拡 張	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</u>
大規模修繕等	<u>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等</u>

(新設)

改	正 後	現 行
	<p><u>施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</u></p> <p><u>地耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事 	
<u>スプリンクラー設備等整備</u>	<p><u>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</u></p>	
<u>老朽民間社会福祉施設整備</u>	<p><u>平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</u></p>	
<u>防犯対策強化に係る整備</u>	<p><u>平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</u></p>	
(交付の対象)		(交付の対象)
4 整備費補助金は、 <u>次の事業を交付の対象とする。</u>		4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業
<u>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等に</u>		

改 正 後							現 行						
より③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業。							を交付の対象とする。						
①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	3／4	2／3	(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	3／4	2／3
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇	3／4	2／3	(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇	3／4	2／3

改 正 後							現 行						
				市を除く。 ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)						市を除く。 ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)			
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	

改 正 後								現 行							
障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4		2／3		障害福祉事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉予算措置		都道府県又は指定都市若しくは中核市			
				福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	予算措置			予算措置	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市		3／4	2／3
イ	障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	イ	障害福祉事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉予算措置	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

改							正							後			現							行		
ウ 障 害 者 支 援 施 設	障 害 者	地 方 税	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3	ウ 障 害 者 支 援 施 設	障 害 者	地 方 税	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3													
ウ 障 害 者 支 援 施 設	障 害 者 総 合 支 援 法 第 2 5 年 法 律 第 8 3 条 第 4 項	地 方 税 法 (昭 和 2 2 6 号) 第 3 4 8 条 第 2 項 第 1 0 の 6 号 及 び 第 1 0 の 7 号 の 規 定 に よ り 固 定 資 産 税 を 課 さ れ な い こ と と さ れ て い る 法 人 (社 会 福 祉 法 人、 日 本 赤 十 字 社、 公 益 社 团	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3	ウ 障 害 者 支 援 施 設	障 害 者 総 合 支 援 法 第 2 5 年 法 律 第 8 3 条 第 4 項	地 方 税 法 (昭 和 2 2 6 号) 第 3 4 8 条 第 2 項 第 1 0 の 6 号 及 び 第 1 0 の 7 号 の 規 定 に よ り 固 定 資 産 税 を 課 さ れ な い こ と と さ れ て い る 法 人 (社 会 福 祉 法 人、 日 本 赤 十 字 社、 公 益 社 团	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3													

改 正 後							現 行						
		法 人 又 は 公 益 財 团 法 人 等。医 療 法 人 を 除 く。)						法 人 又 は 公 益 財 团 法 人 等。医 療 法 人 を 除 く。)					
(4) 居宅 介 護 事業所、 短期入 所事業 所、就労 定着支 援事業 所、自立 生活援 助事業 所、共同 生活援 助事業 所及び 相談支 援事業 所	障害者 総合支 援法第 79条 第2項	社会福 祉法人 等	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3／4	2／3	(4) 居宅 介 護 事業所、 短期入 所事業 所、就労 定着支 援事業 所、自立 生活援 助事業 所、共同 生活援 助事業 所及び 相談支 援事業 所	障害者 総合支 援法第 79条 第2項	社会福 祉法人 等	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3／4	2／3
(5) 身体	身体障	社会福	予算措	都道府県又	3／4	2／3	(5) 身体	身体障	社会福	予算措	都道府県又	3／4	2／3

改 正 後						現 行						
障害者 社会参 加支援 施設	害者福 祉法第 28条 第3項	祉法人	置	は指定都市 若しくは中 核市		障害者 社会参 加支援 施設	害者福 祉法第 28条 第3項	祉法人	置	は指定都市 若しくは中 核市		
(削除)						(6) 児童 福祉施 設等						
						⑦ 障害 児入所 施設	児童福 祉法第 35条 第4項	社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社若 しくは 公益社 団法人 又は公 益財団 法人	児童福 祉法第 56条 の2第 1項	都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市	3/4	2/3
						⑧ 児童発 達支援 センタ ー	児童福 祉法第 35条 第4項	社会福 祉法人 等	児童福 祉法第 56条 の2第 1項	都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市	3/4	2/3
						⑨ 児童発 達支援 センタ ー	児童福 祉法第 35条 第4項	社会福 祉法人 予算措	都道府県又 3/4	2/3		

改 正 後						現 行					
						達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	祉法第34条の3第2項	祉法人等	置	は指定都市若しくは中核市	
(削除)						(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 2/3
(6) 福祉ホム一 ム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 2/3	(8) 福祉ホム一 ム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 2/3
(7) 応急	平成1	本表中	予算措	都道府県又	3/4 2/3	(9) 応急	平成1	本表中	予算措	都道府県又	3/4 2/3

改 正 後							現 行						
仮設施設	7年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	の施設の種類ごとに定められる設置者	置	は指定都市若しくは中核市			仮設施設	7年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	の施設の種類ごとに定められる設置者	置	は指定都市若しくは中核市		
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3	(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(9) 日常生活保	社会福	予算措	都道府県又	3／4	2／3		(11) 日常生活保	社会福	予算措	都道府県又	3／4	2／3	

改 正 後							現 行						
生活支援住居施設	護法第30条	祉法人等	置	は指定都市 若しくは中核市			生活支援住居施設	護法第30条	祉法人等	置	は指定都市 若しくは中核市		
(10) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	予算措置	都道府県	3／4	2／3	(新設)						
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	3／4	2／3	(12) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	3／4	2／3

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 売春防止法に基づく施設 ア 婦人相談所一時保護所	売春防止法第34条第5項	都道府県 指定都市	1／2
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1／2

(新設)

改	正	後	現	行
<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎に要する費用 (3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>4 (1) の補助事業に係る</u>創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（當利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 4 (1) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していざか少ないほうの額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4 (1) の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額</p>			<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎に要する費用 (3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（當利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 4 の表の①欄に定める施設の種類（<u>障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、4 の表の① (3) ア、(6) イ若しくは (6) ウのいずれか一つの施設の種類</u>）ごとに、別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4 の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していざか少ないほうの額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4 の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額</p>	

改	正	後	現	行	
<p>じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額をえたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>　　a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>28,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>29,810</u>千円）</p> <p>　　b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>39,390</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>40,900</u>千円）</p> <p>　　c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>38,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>42,400</u>千円）</p> <p>　　d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>54,360</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場</p>			<p>の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額をえたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>　　a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>26,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>27,710</u>千円）</p> <p>　　b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>36,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,990</u>千円）</p> <p>　　c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>35,600</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>39,410</u>千円）</p> <p>　　d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>50,480</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場</p>		

改	正	後	現	行
合は <u>58,460</u> 千円) (工)地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額 <u>(2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。</u> ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。 イ 4 (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。 ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較して少ないほうの額を交付額とする。 (3) <u>4 (1) の事業に係る</u> 6(1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。 ア 別表1-5又は別表1-6及び別表5の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。		合は <u>54,290</u> 千円) (工)地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額 <u>(新設)</u>		
			(2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。 ア 別表1-3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。	

改	正	後	現	行		
<p>(4) 4(2)の事業に係る6(2)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p>ア 別表1－5の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4(2)の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p>(5) 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。</p> <p>ア 4(1)の事業の場合</p> <p>a. 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</p> <p>(1) のウ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「4(1)の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>b. a以外の施設の場合</p> <p>(3) のイ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p>						
	対象施設	県補助率	国庫補助	対象施設	県補助率	国庫補助

改 正 後				現 行			
区分 ①	の種類 ②	③	率 ④	区分 ①	の種類 ②	③	率 ④
ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設 (盲導犬訓練施設を除く。) 	5/6	4/5	ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設 (盲導犬訓練施設を除く。) ・<u>障害児入所施設</u> <u>(主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。)</u> 	5/6	4/5
	<u>(削除)</u>				<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害児入所施設</u> <u>(主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)</u> 	<u>9/10</u>	<u>8/9</u>
<u>(削除)</u>				<u>イ 公害の防止に関する事業に係る国の</u>	<u>・児童福祉施設</u>	<u>4/5</u>	<u>5.5/8</u>

改	正	後	現	行
			<u>財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	
<u>イ</u> 地震防災対策強化 地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5	<u>ウ</u> 地震防災対策強化 地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）
<u>ウ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福	・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5	<u>エ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福

改	正	後	現	行
祉施設(木造施設の改築として行う場合)				
<u>工　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</u>	<u>・婦人相談所一時保護所 ・婦人保護施設</u>	<u>5/6</u>	<u>4/5</u>	<u>(新設)</u>

改	正	後	現	行
<p>a. 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</p> <p>(2) のウ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p> <p>b. a以外の施設の場合</p> <p>(4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</p>				
区分 ①	対象施設 の種類 ②	国庫補助率 ③		
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談所一時保護所 婦人保護施設 	2/3		

改	正	後	現	行
<p>業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</p>				
<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。 (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。 (5) 都道府県、指定都市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。 <p>ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。</p>		<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。 (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。 (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。 <p>(新設)</p>		

改	正	後	現	行
イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機 械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1 項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま で、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し 又は廃棄してはならない。 なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、 収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させる ことがある。				
ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完 了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、そ の効率的な運用を図らなければならない。				
エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合 を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了 日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報 告しなければならない。				
オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、 当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類 を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておか なければならぬ。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以 上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が 完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により 厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで 保管しておかなければならぬ。				

改	正	後	現	行
<u>カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</u>				
<u>キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</u>				
<u>ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</u>				
(6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。 ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） (イ) 建物等の用途 (ウ) 入所定員又は利用定員 ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。 オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は			(5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。 ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） (イ) 建物等の用途 (ウ) 入所定員又は利用定員 ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならぬ。 エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。 オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は	

改	正	後	現	行
一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。			一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。	
カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。			カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。	
キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。			キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。	
なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一部社及び一部所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。			なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一部社及び一部所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。	
また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があつた結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。			また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があつた結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。	
ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。			ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。	
ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。			ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。	
コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。			コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。	

改	正	後	現	行
<p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付せることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。</p> <p>(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p>			<p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付せることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。</p> <p>(6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p>	

改	正	後	現	行
(状況報告)			(状況報告)	
12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。			12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。	
(実績報告)			(実績報告)	
13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。			13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。	
(補助金の返還)			(補助金の返還)	
14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。			14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。	
(その他)			(その他)	
15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。			15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。	

改	正	後	現	行	
別表 1－1 算 定 基 準		別表 1－1 算 定 基 準		別表 1－1 算 定 基 準	
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2－1又は別表2－2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p>	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2－1又は別表2－2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p>

改	正	後	現	行
	<p>別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2－3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とす</p>	<p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む(以下同じ。)。</p>		<p>別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2－3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とす</p>

改	正	後	現	行
	<p>る。</p> <p>(工) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日 社援発第10 05009号厚生労働省社会・援護局長通知 「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層</p>		<p>る。</p> <p>(工) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2－4又は別表2－5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日 社援発第10 05009号厚生労働省社会・援護局長通知 「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層</p>	

改	正	後	現	行
	<p>化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設</p>		<p>化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設</p>	

改	正	後	現	行
	<p>にあっては、1施設当たり <u>56,200,000</u>円を基準額と する。</p> <p>ただし、地震防災緊急事 業五箇年計画に基づいて 実施される事業のうち、同 法別表第1に掲げる社 会福祉施設(木造施設の改 築として行う場合)として 行う場合には1施設当た り <u>62,500,000</u>円を基準 額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波 避難対策緊急事業計画に 基づく事業として行う場 合には、「<u>56,200,000</u>」を 「<u>74,700,000</u>」、 「<u>62,500,000</u>」を 「<u>83,000,000</u>」とそれぞれ 読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 奄美群島振興開発特別 措置法(昭和29年法律第 189号)第1条に規定す る奄美群島、小笠原諸島振 興開発特別措置法(昭和4</p>		<p>にあっては、1施設当たり <u>52,200,000</u>円を基準額と する。</p> <p>ただし、地震防災緊急事 業五箇年計画に基づいて 実施される事業のうち、同 法別表第1に掲げる社 会福祉施設(木造施設の改 築として行う場合)として 行う場合には1施設当た り <u>58,000,000</u>円を基準 額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波 避難対策緊急事業計画に 基づく事業として行う場 合には、「<u>52,200,000</u>」を 「<u>69,300,000</u>」、 「<u>58,000,000</u>」を 「<u>77,000,000</u>」とそれぞれ 読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 奄美群島振興開発特別 措置法(昭和29年法律第 189号)第1条に規定す る奄美群島、小笠原諸島振 興開発特別措置法(昭和4</p>	

改	正	後	現	行
	4年法律第79号)第4条 第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条 第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項 第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。		4年法律第79号)第4条 第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条 第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項 第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費	介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。
解体撤去工事費及び仮設施設設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。

改	正	後	現	行	
別表 1－2 算 定 基 準		別表 1－2 算 定 基 準		別表 1－2 算 定 基 準	
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表3－1又は別表3－2に掲げる1施設あたり基準単価(<u>障害福祉サービス事業のみを実施する</u>多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計(以下、「総定員」という。)に応じた基準単価。<u>児童福祉法に基づく障害児通所支援</u></p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)。</p>	本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表3－1又は別表3－2に掲げる1施設あたり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)。</p>

改	正	後	現	行
	<p><u>事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</u></p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3－3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3－4又は別表3－5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計</p>	<p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>		<p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3－3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3－4又は別表3－5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p><u>(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3－6又は別表3－7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</u></p> <p><u>(オ) 地震対策緊急事業計</u></p>

改	正	後	現	行
	<p>画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3－<u>6</u>又は別表3－<u>7</u>に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(才) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3－<u>6</u>又は別表3－<u>7</u>に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(力) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離</p>		<p>画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3－<u>8</u>又は別表3－<u>9</u>に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(才) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3－<u>8</u>又は別表3－<u>9</u>に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(キ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離</p>	

改 正 後			現 行		
	島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。			島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-3

算定基準

(新設)

【売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費

改	正	後	現	行
	<p><u>本体工事費</u></p> <p><u>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの</u></p> <p><u>(ア) 別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</u></p> <p><u>(イ) 南海トラフ地震による地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)</u></p> <p><u>第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設とし</u></p>	<p><u>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u></p> <p><u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</u></p>		

改	正	後	現	行
	<p>て行う場合には別表4－2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p><u>イ 一部改築及び拡張</u> <u>平成17年10月5日</u> <u>社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知</u> <u>「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</u></p> <p><u>ウ 心理療法室を整備する</u> <u>場合は、別表4－1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u> <u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u> <u>(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第1</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>2条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u> <u>(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>才 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u> <u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第1 2条第1項に規定する津 波避難対策緊急事業計画 に基づいて実施される事 業のうち、同項第4号に基 づき政令で定める施設と して行う場合及び日本海 溝・千島海溝周辺海溝型地 震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法 (平成16年法律第27 号)第11条第1項に規定 する津波避難対策緊急事 業計画に基づいて実施さ れる事業のうち同項第4 号に基づき政令で定める 施設として行う場合には 別表4-2に掲げる1世 帯当たり基準単価に定員 (世帯)を乗じて得た額を 加算する。</u></p> <p><u>力 積雪寒冷地域(寒冷地手 当支給規則(昭和39年総 理府令第33号)別表に掲 げる地域(国家公務員の寒 冷地手当支給地域)とす</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>る。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表4－3に定める基準額を加算する。</u></p> <p><u>〈対象施設〉婦人保護施設</u></p> <p><u>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であつて、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4－3に定める基準額を加算する。</u></p>			
余裕教室活用促進事業	<p><u>余裕教室を売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日20文科施第1</u></p>	<p>(1) <u>余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</u></p> <p>(2) <u>暖房設備工事費</u></p>		

改	正	後	現	行
	<u>2 2号文部科学省大臣官房 文教施設企画部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4－3に定める基準額とする。</u>	<u>暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(3) 冷房設備工事費</u> <u>冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(4) 冷暖房設備工事費</u> <u>冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(5) 净化槽設備工事費</u> <u>净化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</u>		
<u>特殊付帯工事費</u>	<u>別表4－3に定める基準額とする。</u>	<u>特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費</u>		
<u>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</u>		
<u>別表1－4</u>		<u>算 定 基 準</u>		
<u>【売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】</u>				
<u>耐震化等整備事業（増改築、改築張及び老朽民間社会福祉施設整備）</u>				
<u>1 種 目</u>	<u>2 基 準 額</u>	<u>3 対 象 経 費</u>		

改	正	後	現	行
<u>本体工事費</u>	<p><u>ア 1世帯人当たり基準単価を適用するもの</u> <u>別表4-4に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</u></p> <p><u>イ 一部改築</u> <u>平成17年10月5日</u> <u>社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知</u> <u>「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</u></p>	<p><u>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u></p> <p><u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</u></p>		
<u>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</u>		

改	正	後	現	行						
	<p><u>別表 1－5</u></p> <p style="text-align: center;"><u>算 定 基 準</u></p> <p><u>【壳春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（別表 1－3 及び別表 1－4 に掲げる整備以外の事業）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>1 種 目</u></th><th><u>2 基 準 額</u></th><th><u>3 対 象 経 費</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事費</td><td> <u>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</u> </td><td> <u>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び</u> </td></tr> </tbody> </table>	<u>1 種 目</u>	<u>2 基 準 額</u>	<u>3 対 象 経 費</u>	本体工事費	<u>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</u>	<u>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び</u>			
<u>1 種 目</u>	<u>2 基 準 額</u>	<u>3 対 象 経 費</u>								
本体工事費	<u>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</u>	<u>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び</u>								

改 正 後			現 行
		適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	別表4－5に掲げる1m ² 当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃料、工事費又は工事請負費	
防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	

改 正 後			現 行		
別表 1-6 算 定 基 準			別表 1-3 算 定 基 準		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンク	厚生労働大臣が必要と認	スプリンクラー設備等に必要	スプリンク	厚生労働大臣が必要と認	スプリンクラー設備等に必要

改 正 後			現 行		
ラー設備等 工事費 (既存施設)	めた施設及び額とする。	な工事費又は工事請負費	ラー設備等 工事費 (既存施設)	めた施設及び額とする。	な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費	仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

改 正 後				現 行																																																																																																											
別表2-1				別表2-1																																																																																																											
令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">施 設 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救護施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>6,510,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>6,200,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">更生施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>454,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>433,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">授産施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>6,510,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>6,200,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿所提供的施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,230,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>2,130,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会事業授産施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,800,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>2,670,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日常生活支援住居施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,230,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>2,130,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>95,000</td> </tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類				救護施設	本体	都市部	6,510,000	標準	6,200,000	初度設備加算	95,000	更生施設	本体	都市部	454,000	標準	433,000	初度設備加算	95,000	授産施設	本体	都市部	6,510,000	標準	6,200,000	初度設備加算	95,000	宿所提供的施設	本体	都市部	2,230,000	標準	2,130,000	初度設備加算	95,000	社会事業授産施設	本体	都市部	2,800,000	標準	2,670,000	初度設備加算	95,000	日常生活支援住居施設	本体	都市部	2,230,000	標準	2,130,000	初度設備加算	95,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">施 設 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">救護施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>6,040,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>5,760,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">更生施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>402,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">授産施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>6,040,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>5,760,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">宿所提供的施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,610,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>2,490,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会事業授産施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,070,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>1,980,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日常生活支援住居施設</td> <td rowspan="3">本体</td> <td>都市部</td> <td>2,610,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>2,490,000</td> </tr> <tr> <td>初度設備加算</td> <td>88,000</td> </tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類				救護施設	本体	都市部	6,040,000	標準	5,760,000	初度設備加算	88,000	更生施設	本体	都市部	422,000	標準	402,000	初度設備加算	88,000	授産施設	本体	都市部	6,040,000	標準	5,760,000	初度設備加算	88,000	宿所提供的施設	本体	都市部	2,610,000	標準	2,490,000	初度設備加算	88,000	社会事業授産施設	本体	都市部	2,070,000	標準	1,980,000	初度設備加算	88,000	日常生活支援住居施設	本体	都市部	2,610,000	標準	2,490,000	初度設備加算	88,000
施 設 の 種 類																																																																																																															
救護施設	本体	都市部	6,510,000																																																																																																												
		標準	6,200,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
更生施設	本体	都市部	454,000																																																																																																												
		標準	433,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
授産施設	本体	都市部	6,510,000																																																																																																												
		標準	6,200,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
宿所提供的施設	本体	都市部	2,230,000																																																																																																												
		標準	2,130,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
社会事業授産施設	本体	都市部	2,800,000																																																																																																												
		標準	2,670,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
日常生活支援住居施設	本体	都市部	2,230,000																																																																																																												
		標準	2,130,000																																																																																																												
		初度設備加算	95,000																																																																																																												
施 設 の 種 類																																																																																																															
救護施設	本体	都市部	6,040,000																																																																																																												
		標準	5,760,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												
更生施設	本体	都市部	422,000																																																																																																												
		標準	402,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												
授産施設	本体	都市部	6,040,000																																																																																																												
		標準	5,760,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												
宿所提供的施設	本体	都市部	2,610,000																																																																																																												
		標準	2,490,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												
社会事業授産施設	本体	都市部	2,070,000																																																																																																												
		標準	1,980,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												
日常生活支援住居施設	本体	都市部	2,610,000																																																																																																												
		標準	2,490,000																																																																																																												
		初度設備加算	88,000																																																																																																												

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後	現 行																		
<p>別表2-2</p> <p>(耐震化等整備)を行う場合</p> <p>令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td><td>都市部 標準</td><td>8,900,000 8,480,000</td></tr> <tr> <td>更生施設</td><td>都市部 標準</td><td>8,900,000 8,480,000</td></tr> </tbody> </table>	施設の種類			救護施設	都市部 標準	8,900,000 8,480,000	更生施設	都市部 標準	8,900,000 8,480,000	<p>別表2-2</p> <p>(耐震化等整備)を行う場合</p> <p>令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td><td>都市部 標準</td><td>8,270,000 7,880,000</td></tr> <tr> <td>更生施設</td><td>都市部 標準</td><td>8,270,000 7,880,000</td></tr> </tbody> </table>	施設の種類			救護施設	都市部 標準	8,270,000 7,880,000	更生施設	都市部 標準	8,270,000 7,880,000
施設の種類																			
救護施設	都市部 標準	8,900,000 8,480,000																	
更生施設	都市部 標準	8,900,000 8,480,000																	
施設の種類																			
救護施設	都市部 標準	8,270,000 7,880,000																	
更生施設	都市部 標準	8,270,000 7,880,000																	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後		現 行																								
別表2-3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)		別表2-3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)																								
令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)		令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>下記都県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>更生施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>授産施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>宿所提供的施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>社会事業授産施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>		施設の種類	下記都県内	救護施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	更生施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	宿所提供的施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	社会事業授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>下記都県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救護施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>更生施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>授産施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>宿所提供的施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>社会事業授産施設</td> <td>千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	下記都県内	救護施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	更生施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	宿所提供的施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	社会事業授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
施設の種類	下記都県内																									
救護施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
更生施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
宿所提供的施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
社会事業授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
施設の種類	下記都県内																									
救護施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
更生施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
宿所提供的施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									
社会事業授産施設	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																									

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後				現 行																																											
別表2-4				別表2-4																																											
<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)</p> <table border="1"> <caption>令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価</caption> <p>(単位:円)</p> <thead> <tr> <th colspan="2">施 設 の 種 類</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">救護施設</td> <td rowspan="2">本体</td> <td>都市部</td> <td>7,230,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>6,890,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初度設備加算</td> <td></td> <td>105,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個室整備加算</td> <td>都市部</td> <td>505,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>481,000</td> </tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類				救護施設	本体	都市部	7,230,000	標準	6,890,000	初度設備加算		105,000			個室整備加算	都市部	505,000	標準	481,000	<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)</p> <table border="1"> <caption>令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価</caption> <p>(単位:円)</p> <thead> <tr> <th colspan="2">施 設 の 種 類</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">救護施設</td> <td rowspan="2">本体</td> <td>都市部</td> <td>6,710,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>6,400,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初度設備加算</td> <td></td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個室整備加算</td> <td>都市部</td> <td>469,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>447,000</td> </tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類				救護施設	本体	都市部	6,710,000	標準	6,400,000	初度設備加算		98,000			個室整備加算	都市部	469,000	標準	447,000
施 設 の 種 類																																															
救護施設	本体	都市部	7,230,000																																												
		標準	6,890,000																																												
	初度設備加算		105,000																																												
個室整備加算	都市部	505,000																																													
	標準	481,000																																													
施 設 の 種 類																																															
救護施設	本体	都市部	6,710,000																																												
		標準	6,400,000																																												
	初度設備加算		98,000																																												
個室整備加算	都市部	469,000																																													
	標準	447,000																																													

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 改整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

3 木造施設の改築として行う場合に限る。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 改整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

3 木造施設の改築として行う場合に限る。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後	現 行																
<p>別表2-5</p> <p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p> <p>令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">施設の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救護施設</td> <td>都市部</td> <td>9,890,000</td></tr> <tr> <td>標準</td> <td>9,420,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>	施設の種類			救護施設	都市部	9,890,000	標準	9,420,000	<p>別表2-5</p> <p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p> <p>令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">施設の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">救護施設</td> <td>都市部</td> <td>9,190,000</td></tr> <tr> <td>標準</td> <td>8,750,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>	施設の種類			救護施設	都市部	9,190,000	標準	8,750,000
施設の種類																	
救護施設	都市部	9,890,000															
	標準	9,420,000															
施設の種類																	
救護施設	都市部	9,190,000															
	標準	8,750,000															

改 正 後

別表3-1

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	120,800,000
			標準	115,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	365,400,000
			標準	348,000,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	48,300,000
			標準	46,000,000
		21人 ~ 40人	都市部	97,500,000
			標準	92,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	163,100,000
			標準	155,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	229,800,000
			標準	218,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	295,200,000
			標準	281,200,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算 居宅介護整備加算 避難スペース整備加算		101人 ~ 120人	都市部	361,800,000
			標準	344,700,000
		121人以上	都市部	427,500,000
			標準	407,200,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,200,000
			標準	44,100,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	152,300,000
			標準	145,100,000
		短期入所整備加算	都市部	12,600,000
			標準	12,000,000

現 行

別表3-1

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	44,900,000
			標準	42,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	90,600,000
			標準	86,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	151,500,000
			標準	144,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	213,400,000
			標準	203,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	274,200,000
			標準	261,100,000
就労・訓練事業等整備加算 大規模生産設備等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算 就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算 居宅介護整備加算 避難スペース整備加算		101人 ~ 120人	都市部	336,000,000
			標準	320,100,000
		121人以上	都市部	397,000,000
			標準	378,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000
			標準	40,900,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000
			標準	134,700,000
		短期入所整備加算	都市部	11,700,000
			標準	11,100,000

改 正 後				現 行			
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 109,100,000	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 101,300,000
		標準 103,900,000	標準 96,500,000			標準 219,200,000	都市部 203,500,000
		21人 ~ 40人	標準 208,800,000			標準 193,800,000	標準 365,200,000
		41人 ~ 60人	標準 347,900,000			標準 323,100,000	標準 514,100,000
		61人 ~ 80人	標準 489,600,000			標準 454,700,000	標準 661,500,000
		81人 ~ 100人	標準 630,000,000			標準 614,300,000	標準 808,800,000
		101人 ~ 120人	標準 770,300,000			標準 715,200,000	標準 956,200,000
		121人以上	標準 910,700,000			標準 887,800,000	標準 46,200,000
		就労・訓練事業等整備加算	標準 44,100,000			標準 42,900,000	標準 152,300,000
		大規模生産設備等整備加算	標準 145,100,000			標準 141,400,000	標準 12,600,000
		短期入所整備加算	標準 12,000,000			標準 11,700,000	標準 14,600,000
		発達障害者支援センター整備加算	標準 13,900,000			標準 13,500,000	標準 10,300,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	標準 9,900,000			標準 9,670,000	標準 6,940,000
		居宅介護整備加算	標準 6,610,000			標準 9,220,000	標準 40,200,000
		避難スペース整備加算	標準 38,300,000			標準 6,440,000	標準 28,500,000
		標準 37,300,000	標準 25,200,000			標準 6,140,000	標準 27,100,000
		標準 21,500,000	標準 20,000,000			標準 37,300,000	標準 22,500,000
		標準 10,300,000	標準 9,900,000			標準 35,600,000	標準 21,250,000
		標準 6,610,000	標準 6,440,000			標準 35,600,000	標準 40,200,000
		標準 40,200,000	標準 38,300,000			標準 37,300,000	標準 38,300,000
		標準 38,300,000	標準 37,300,000			標準 25,200,000	標準 24,400,000
		標準 24,400,000	標準 23,500,000			標準 23,500,000	標準 22,500,000
		標準 22,500,000	標準 21,500,000			標準 21,500,000	標準 20,000,000
		標準 20,000,000	標準 19,000,000			標準 19,000,000	標準 18,500,000
		標準 18,500,000	標準 17,500,000			標準 17,500,000	標準 16,500,000
		標準 16,500,000	標準 15,500,000			標準 15,500,000	標準 14,500,000
		標準 14,500,000	標準 13,500,000			標準 13,500,000	標準 12,500,000
		標準 12,500,000	標準 11,500,000			標準 11,500,000	標準 10,500,000
		標準 10,500,000	標準 9,500,000			標準 9,500,000	標準 8,500,000
		標準 8,500,000	標準 7,500,000			標準 7,500,000	標準 6,500,000
		標準 6,500,000	標準 5,500,000			標準 5,500,000	標準 4,500,000
		標準 4,500,000	標準 3,500,000			標準 3,500,000	標準 2,500,000
		標準 2,500,000	標準 1,500,000			標準 1,500,000	標準 1,000,000
		標準 1,000,000	標準 500,000			標準 500,000	標準 300,000
		標準 300,000	標準 200,000			標準 200,000	標準 100,000
		標準 100,000	標準 50,000			標準 50,000	標準 20,000
		標準 20,000	標準 10,000			標準 10,000	標準 5,000
		標準 5,000	標準 2,500			標準 2,500	標準 1,000
		標準 1,000	標準 500			標準 500	標準 200
		標準 200	標準 100			標準 100	標準 50
		標準 50	標準 25			標準 25	標準 12.5
		標準 12.5	標準 6.25			標準 6.25	標準 3.125
		標準 3.125	標準 1.5625			標準 1.5625	標準 0.78125
		標準 0.78125	標準 0.390625			標準 0.390625	標準 0.1953125
		標準 0.1953125	標準 0.09765625			標準 0.09765625	標準 0.048828125
		標準 0.048828125	標準 0.0244140625			標準 0.0244140625	標準 0.01220703125
		標準 0.01220703125	標準 0.006103515625			標準 0.006103515625	標準 0.0030517578125
		標準 0.0030517578125	標準 0.00152587890625			標準 0.00152587890625	標準 0.000762939453125
		標準 0.000762939453125	標準 0.0003814697265625			標準 0.0003814697265625	標準 0.00019073486328125
		標準 0.00019073486328125	標準 9.5367431640625e-05			標準 9.5367431640625e-05	標準 4.76837158203125e-05
		標準 4.76837158203125e-05	標準 2.384185791015625e-05			標準 2.384185791015625e-05	標準 1.220703125e-05
		標準 1.220703125e-05	標準 6.103515625e-06			標準 6.103515625e-06	標準 3.0517578125e-06
		標準 3.0517578125e-06	標準 1.52587890625e-06			標準 1.52587890625e-06	標準 7.62939453125e-07
		標準 7.62939453125e-07	標準 3.814697265625e-07			標準 3.814697265625e-07	標準 1.9073486328125e-07
		標準 1.9073486328125e-07	標準 9.5367431640625e-08			標準 9.5367431640625e-08	標準 4.76837158203125e-08
		標準 4.76837158203125e-08	標準 2.384185791015625e-08			標準 2.384185791015625e-08	標準 1.220703125e-08
		標準 1.220703125e-08	標準 6.103515625e-09			標準 6.103515625e-09	標準 3.0517578125e-09
		標準 3.0517578125e-09	標準 1.52587890625e-09			標準 1.52587890625e-09	標準 7.62939453125e-10
		標準 7.62939453125e-10	標準 3.814697265625e-10			標準 3.814697265625e-10	標準 1.9073486328125e-10
		標準 1.9073486328125e-10	標準 9.5367431640625e-11			標準 9.5367431640625e-11	標準 4.76837158203125e-11
		標準 4.76837158203125e-11	標準 2.384185791015625e-11			標準 2.384185791015625e-11	標準 1.220703125e-11
		標準 1.220703125e-11	標準 6.103515625e-12			標準 6.103515625e-12	標準 3.0517578125e-12
		標準 3.0517578125e-12	標準 1.52587890625e-12			標準 1.52587890625e-12	標準 7.62939453125e-13
		標準 7.62939453125e-13	標準 3.814697265625e-13			標準 3.814697265625e-13	標準 1.9073486328125e-13
		標準 1.9073486328125e-13	標準 9.5367431640625e-14			標準 9.5367431640625e-14	標準 4.76837158203125e-14
		標準 4.76837158203125e-14	標準 2.384185791015625e-14			標準 2.384185791015625e-14	標準 1.220703125e-14
		標準 1.220703125e-14	標準 6.103515625e-15			標準 6.103515625e-15	標準 3.0517578125e-15
		標準 3.0517578125e-15	標準 1.52587890625e-15			標準 1.52587890625e-15	標準 7.62939453125e-16
		標準 7.62939453125e-16	標準 3.814697265625e-16			標準 3.814697265625e-16	標準 1.9073486328125e-16
		標準 1.9073486328125e-16	標準 9.5367431640625e-17			標準 9.5367431640625e-17	標準 4.76837158203125e-17
		標準 4.76837158203125e-17	標準 2.384185791015625e-17			標準 2.384185791015625e-17	標準 1.220703125e-17
		標準 1.220703125e-17	標準 6.103515625e-18			標準 6.103515625e-18	標準 3.0517578125e-18
		標準 3.0517578125e-18	標準 1.52587890625e-18			標準 1.52587890625e-18	標準 7.62939453125e-19
		標準 7.62939453125e-19	標準 3.814697265625e-19			標準 3.814697265625e-19	標準 1.9073486328125e-19
		標準 1.9073486328125e-19	標準 9.5367431640625e-20			標準 9.5367431640625e-20	標準 4.76837158203125e-20
		標準 4.76837158203125e-20	標準 2.384185791015625e-20			標準 2.384185791015625e-20	標準 1.220703125e-20
		標準 1.220703125e-20	標準 6.103515625e-21			標準 6.103515625e-21	標準 3.0517578125e-21
		標準 3.0517578125e-21	標準 1.52587890625e-21			標準 1.52587890625e-21	標準 7.62939453125e-22
		標準 7.62939453125e-22	標準 3.814697265625e-22			標準 3.814697265625e-22	標準 1.90

改 正 後				現 行				
(削除)				<p><u>福祉型障害児入所施設</u></p> <p><u>医療型障害児入所施設</u></p>				
				<u>本体</u>	<u>利用定員 20人 以下</u>	<u>都市部</u>	<u>101,300,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>96,500,000</u>		
					<u>21人 ～ 40人</u>	<u>都市部</u>	<u>203,500,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>193,800,000</u>		
					<u>41人 ～ 60人</u>	<u>都市部</u>	<u>339,300,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>323,100,000</u>		
					<u>61人 ～ 80人</u>	<u>都市部</u>	<u>477,400,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>454,700,000</u>		
					<u>81人 ～100人</u>	<u>都市部</u>	<u>614,400,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>585,100,000</u>		
					<u>101人 ～120人</u>	<u>都市部</u>	<u>751,000,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>715,300,000</u>		
					<u>121人以上</u>	<u>都市部</u>	<u>887,800,000</u>	
					<u>標準</u>	<u>845,600,000</u>		
				<p><u>就労・訓練事業等整備加算</u></p> <p><u>大規模生産設備等整備加算</u></p> <p><u>短期入所整備加算</u></p> <p><u>発達障害者支援センター整備加算</u></p> <p><u>就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</u></p> <p><u>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</u></p> <p><u>小規模グループケア整備加算</u></p> <p><u>避難スペース整備加算</u></p>				
				<u>本体</u>	<u>都市部</u>	<u>42,900,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>40,900,000</u>		
					<u>都市部</u>	<u>141,400,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>134,700,000</u>		
					<u>都市部</u>	<u>11,700,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>11,100,000</u>		
					<u>都市部</u>	<u>13,500,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>12,900,000</u>		
					<u>都市部</u>	<u>9,670,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>9,220,000</u>		
				<p><u>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</u></p> <p><u>小規模グループケア整備加算</u></p> <p><u>避難スペース整備加算</u></p>				
				<u>本体</u>	<u>都市部</u>	<u>20,700,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>19,800,000</u>		
					<u>都市部</u>	<u>37,300,000</u>		
					<u>標準</u>	<u>35,600,000</u>		
(削除)				<p><u>福祉型児童発達支援センター</u></p> <p><u>医療型児童発達支援センター</u></p> <p><u>児童発達支援事業所</u></p> <p><u>放課後等デイサービス事業所</u></p>				

改 正 後		現 行		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部 標準	30,000,000 28,600,000	都市部 標準	42,900,000 40,900,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部 標準	15,200,000 14,500,000	都市部 標準	141,400,000 134,700,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部 標準	10,300,000 9,900,000	都市部 標準	11,700,000 11,100,000
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部 標準	6,940,000 6,610,000	都市部 標準	13,500,000 12,900,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部 標準	40,200,000 38,300,000	都市部 標準	9,670,000 9,220,000
補装具製作施設	都市部 標準	15,200,000 14,500,000	都市部 標準	6,440,000 6,140,000
盲導犬訓練施設	都市部 標準	188,800,000 179,900,000	都市部 標準	37,300,000 35,600,000
点字図書館	都市部 標準	51,800,000 49,400,000	都市部 標準	14,200,000 13,500,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部 標準	69,900,000 66,600,000	都市部 標準	175,400,000 167,100,000
			都市部 標準	48,100,000 45,900,000
			都市部 標準	65,000,000 61,900,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期
入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期
入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 <u>160,600,000</u> 標準 <u>153,000,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>267,800,000</u> 標準 <u>255,000,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>376,200,000</u> 標準 <u>358,300,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>484,800,000</u> 標準 <u>461,700,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>592,200,000</u> 標準 <u>564,000,000</u>
		121人 ~	都市部 <u>700,500,000</u> 標準 <u>667,200,000</u>
		利用定員 40人 以下	都市部 <u>129,600,000</u> 標準 <u>123,400,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>216,500,000</u> 標準 <u>206,200,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>304,700,000</u> 標準 <u>290,200,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>391,600,000</u> 標準 <u>373,000,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>480,200,000</u> 標準 <u>457,400,000</u>
		121人 ~	都市部 <u>567,000,000</u> 標準 <u>540,000,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>61,400,000</u> 標準 <u>58,500,000</u>
		短期入所整備加算	都市部 <u>13,800,000</u> 標準 <u>13,200,000</u>
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>19,200,000</u> 標準 <u>18,300,000</u>

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 <u>149,100,000</u> 標準 <u>142,100,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>248,600,000</u> 標準 <u>236,800,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>349,300,000</u> 標準 <u>332,700,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>450,100,000</u> 標準 <u>428,700,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>549,900,000</u> 標準 <u>523,700,000</u>
		121人 ~	都市部 <u>650,400,000</u> 標準 <u>619,500,000</u>
		利用定員 40人 以下	都市部 <u>120,300,000</u> 標準 <u>114,600,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>201,000,000</u> 標準 <u>191,500,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>282,900,000</u> 標準 <u>269,500,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>363,600,000</u> 標準 <u>346,400,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>445,900,000</u> 標準 <u>424,700,000</u>
		121人 ~	都市部 <u>526,500,000</u> 標準 <u>501,400,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>57,000,000</u> 標準 <u>54,300,000</u>
		短期入所整備加算	都市部 <u>12,900,000</u> 標準 <u>12,300,000</u>
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>17,800,000</u> 標準 <u>17,000,000</u>

改 正 後				現 行			
(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		本体	
				利用定員 40人 以下		都市部	270,200,000
				標準	257,400,000	都市部	450,100,000
				41人 ~ 60人		標準	428,700,000
				標準	633,300,000	都市部	603,100,000
				61人 ~ 80人		都市部	814,600,000
				標準	775,800,000	都市部	996,300,000
				81人 ~ 100人		標準	948,900,000
				標準	1,177,500,000	都市部	1,121,500,000
				101人 ~ 120人		都市部	57,000,000
				標準	54,300,000	都市部	12,900,000
				就労・訓練事業等整備加算		標準	12,300,000
				短期入所整備加算		都市部	17,800,000
				発達障害者支援センター整備加算		標準	17,000,000

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部 160,600,000 標準 153,000,000
		41人 ~ 60人	都市部 267,700,000 標準 255,000,000
		61人 ~ 80人	都市部 376,200,000 標準 358,300,000
		81人 ~ 100人	都市部 484,600,000 標準 461,600,000
		101人 ~ 120人	都市部 592,000,000 標準 563,900,000
		121人 ~	都市部 700,300,000 標準 667,000,000
		利用定員 40人 以下	都市部 129,500,000 標準 123,300,000
		41人 ~ 60人	都市部 216,400,000 標準 206,100,000
		61人 ~ 80人	都市部 304,600,000 標準 290,100,000
		81人 ~ 100人	都市部 391,600,000 標準 373,000,000
		101人 ~ 120人	都市部 479,900,000 標準 457,100,000
		121人 ~	都市部 566,700,000 標準 539,800,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 61,200,000 標準 58,300,000
		短期入所整備加算	都市部 13,800,000 標準 13,200,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 19,200,000 標準 18,300,000

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部 149,100,000 標準 142,100,000
		41人 ~ 60人	都市部 248,500,000 標準 236,700,000
		61人 ~ 80人	都市部 349,300,000 標準 332,700,000
		81人 ~ 100人	都市部 450,000,000 標準 428,600,000
		101人 ~ 120人	都市部 549,800,000 標準 523,600,000
		121人 ~	都市部 650,300,000 標準 619,400,000
		利用定員 40人 以下	都市部 120,300,000 標準 114,600,000
		41人 ~ 60人	都市部 201,000,000 標準 191,400,000
		61人 ~ 80人	都市部 282,900,000 標準 269,400,000
		81人 ~ 100人	都市部 363,600,000 標準 346,400,000
		101人 ~ 120人	都市部 445,700,000 標準 424,500,000
		121人 ~	都市部 526,300,000 標準 501,300,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 56,900,000 標準 54,200,000
		短期入所整備加算	都市部 12,900,000 標準 12,300,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 17,800,000 標準 17,000,000

改 正 後					現 行										
療養介護	本体	利用定員 40人以下		都市部	291,400,000	療養介護	本体	利用定員 40人以下		都市部	270,600,000				
		標準		都市部	277,500,000			標準		都市部	257,700,000				
		41人 ~ 60人		都市部	486,000,000			41人 ~ 60人		都市部	451,300,000				
		標準		都市部	482,900,000			標準		都市部	429,900,000				
		61人 ~ 80人		都市部	683,200,000			61人 ~ 80人		都市部	634,400,000				
		標準		都市部	650,700,000			標準		都市部	604,200,000				
		81人 ~ 100人		都市部	879,300,000			81人 ~ 100人		都市部	816,500,000				
		標準		都市部	837,500,000			標準		都市部	777,600,000				
		101人 ~ 120人		都市部	1,075,500,000			101人 ~ 120人		都市部	998,700,000				
		標準		都市部	1,024,400,000			標準		都市部	951,200,000				
		121人以上		都市部	1,271,400,000			121人以上		都市部	1,180,500,000				
就労・訓練事業等整備加算				都市部	61,100,000	標準		都市部	56,800,000						
				都市部	58,200,000	標準		都市部	54,100,000						
短期入所整備加算				都市部	16,700,000	標準		都市部	15,500,000						
				都市部	15,900,000	標準		都市部	14,800,000						
発達障害者支援センター整備加算				都市部	19,200,000	標準		都市部	17,800,000						
				都市部	18,300,000	標準		都市部	17,000,000						
共同生活援助	本体	定員4人~10人		都市部	38,100,000	共同生活援助	本体	定員4人~10人		都市部	35,400,000				
				都市部	36,300,000			標準		都市部	33,800,000				
		短期入所整備加算		都市部	16,700,000			標準		都市部	15,500,000				
(削除)				都市部	15,900,000		短期入所整備加算		都市部	14,800,000					
				都市部	15,900,000		福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下		都市部	270,100,000			
				都市部	15,900,000				標準		都市部	257,300,000			
				都市部	15,900,000				41人 ~ 60人		都市部	450,000,000			
				都市部	15,900,000				標準		都市部	428,600,000			
				都市部	15,900,000				61人 ~ 80人		都市部	633,200,000			
				都市部	15,900,000				標準		都市部	603,000,000			
				都市部	15,900,000				81人 ~ 100人		都市部	814,500,000			
				都市部	15,900,000				標準		都市部	775,800,000			
				都市部	15,900,000				101人 ~ 120人		都市部	996,200,000			
				都市部	15,900,000				標準		都市部	948,800,000			
				都市部	15,900,000		121人 ~		都市部	1,177,500,000					
				都市部	15,900,000		標準		都市部	1,121,400,000					

改 正 後				現 行			
(削除)							

改 正 後

別表3-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下	都市部	66,600,000
		標準	63,500,000
		都市部	134,200,000
		標準	127,900,000
		都市部	224,300,000
		標準	213,600,000
		都市部	315,000,000
		標準	300,000,000
		都市部	406,000,000
		標準	386,600,000
		都市部	495,700,000
		標準	472,100,000
		都市部	586,700,000
		標準	558,800,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	53,600,000
		標準	51,100,000
		都市部	108,300,000
		標準	103,200,000
		都市部	181,200,000
		標準	172,600,000
		都市部	255,300,000
		標準	243,200,000
		都市部	328,000,000
		標準	312,500,000
		都市部	402,000,000
		標準	383,000,000
		都市部	475,000,000
		標準	452,500,000

現 行

別表3-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下	都市部	61,900,000
		標準	59,000,000
		都市部	124,700,000
		標準	118,800,000
		都市部	208,300,000
		標準	198,400,000
		都市部	292,500,000
		標準	278,600,000
		都市部	377,000,000
		標準	359,000,000
		都市部	460,300,000
		標準	438,400,000
		都市部	544,800,000
		標準	518,900,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,900,000
		標準	47,500,000
		都市部	100,600,000
		標準	95,900,000
		都市部	168,300,000
		標準	160,300,000
		都市部	237,100,000
		標準	225,900,000
		都市部	304,600,000
		標準	290,100,000
		都市部	373,400,000
		標準	355,600,000
		都市部	441,100,000
		標準	420,100,000

改 正 後			現 行		
就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>51,400,000</u> 標準 <u>49,000,000</u>		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>47,700,000</u> 標準 <u>45,500,000</u>	
大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>169,200,000</u> 標準 <u>161,200,000</u>		大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>157,100,000</u> 標準 <u>149,700,000</u>	
短期入所整備加算	都市部 <u>14,000,000</u> 標準 <u>13,300,000</u>		短期入所整備加算	都市部 <u>13,000,000</u> 標準 <u>12,400,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>16,200,000</u> 標準 <u>15,500,000</u>		発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>15,000,000</u> 標準 <u>14,400,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <u>障害児相談支援</u> 整備加算	都市部 <u>10,700,000</u> 標準 <u>10,200,000</u>	
居宅介護整備加算	都市部 <u>7,710,000</u> 標準 <u>7,350,000</u>		居宅介護、 <u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</u> 整備加算	都市部 <u>7,150,000</u> 標準 <u>6,820,000</u>	
避難スペース整備加算	都市部 <u>44,600,000</u> 標準 <u>42,500,000</u>		避難スペース整備加算	都市部 <u>41,500,000</u> 標準 <u>39,500,000</u>	
(削除)			障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体 利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人以上	都市部 <u>112,500,000</u> 標準 <u>107,200,000</u> 都市部 <u>226,100,000</u> 標準 <u>215,400,000</u> 都市部 <u>377,000,000</u> 標準 <u>359,000,000</u> 都市部 <u>530,500,000</u> 標準 <u>505,200,000</u> 都市部 <u>682,600,000</u> 標準 <u>650,100,000</u> 都市部 <u>834,500,000</u> 標準 <u>794,800,000</u> 都市部 <u>986,500,000</u> 標準 <u>939,500,000</u>
			就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>47,700,000</u> 標準 <u>45,500,000</u>	
			大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>157,100,000</u> 標準 <u>149,700,000</u>	
			短期入所整備加算	都市部 <u>13,000,000</u> 標準 <u>12,400,000</u>	
			発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>15,000,000</u> 標準 <u>14,400,000</u>	
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <u>障害児相談支援</u> 整備加算	都市部 <u>10,700,000</u> 標準 <u>10,200,000</u>	
			居宅介護、 <u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</u> 整備加算	都市部 <u>7,150,000</u> 標準 <u>6,820,000</u>	
			小規模グループケア整備加算	都市部 <u>23,000,000</u> 標準 <u>22,000,000</u>	
			避難スペース整備加算	都市部 <u>41,500,000</u> 標準 <u>39,500,000</u>	

改 正 後				現 行			
(削除)							

改 正 後		現 行	
聴覚障害者情報提供施設		都市部 77,700,000 標準 74,000,000	都市部 72,200,000 標準 68,800,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)十本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>		<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)十本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>	

改 正 後

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 40人 以下 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人 ~	都市部	178,500,000
		標準	170,000,000
		都市部	297,500,000
		標準	283,400,000
		都市部	418,000,000
		標準	398,100,000
		都市部	538,600,000
		標準	513,000,000
		都市部	658,000,000
		標準	626,600,000
		都市部	778,300,000
		標準	741,300,000
		都市部	144,000,000
		標準	137,100,000
		都市部	240,500,000
		標準	229,100,000
		都市部	338,500,000
		標準	322,500,000
		都市部	435,100,000
		標準	414,500,000
		都市部	533,500,000
		標準	508,200,000
		都市部	630,000,000
		標準	600,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	68,200,000
		標準	65,000,000
	短期入所整備加算	都市部	15,300,000
		標準	14,600,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,300,000
		標準	20,300,000

現 行

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分) 利用定員 40人 以下 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人 ~	都市部	165,700,000
		標準	157,900,000
		都市部	276,200,000
		標準	263,100,000
		都市部	388,100,000
		標準	369,700,000
		都市部	500,100,000
		標準	476,400,000
		都市部	611,000,000
		標準	581,900,000
		都市部	722,700,000
		標準	688,300,000
		都市部	133,700,000
		標準	127,400,000
		都市部	223,400,000
		標準	212,800,000
		都市部	314,400,000
		標準	299,500,000
		都市部	404,000,000
		標準	384,900,000
		都市部	495,500,000
		標準	471,900,000
		都市部	585,000,000
		標準	557,100,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	63,400,000
		標準	60,400,000
	短期入所整備加算	都市部	14,300,000
		標準	13,600,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,800,000
		標準	18,900,000

改 正 後				現 行			
(削除)				本体			
				福祉型障害児入所施設	利用定員 40人 以下	都市部	300,200,000
				医療型障害児入所施設		標準	286,000,000
					41人 ~ 60人	都市部	500,100,000
						標準	476,400,000
					61人 ~ 80人	都市部	703,600,000
						標準	670,100,000
					81人 ~ 100人	都市部	905,100,000
						標準	862,000,000
					101人 ~ 120人	都市部	1,107,000,000
						標準	1,054,400,000
					121人 ~	都市部	1,308,400,000
						標準	1,246,100,000
				就労・訓練事業等整備加算		都市部	63,400,000
						標準	60,400,000
				短期入所整備加算		都市部	14,300,000
						標準	13,600,000
				発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,800,000
						標準	18,900,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後	現 行																																															
(削除)	<p>別表3-6</p> <p>(公害防止対策事業として行う場合) 令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業(施設)の種類</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</td> <td rowspan="10">本体</td> <td>利用定員 20人 以下</td> <td>都市部 108,000,000 標準 102,900,000</td> </tr> <tr> <td>21人 ~ 40人</td> <td>都市部 217,100,000 標準 206,800,000</td> </tr> <tr> <td>41人 ~ 60人</td> <td>都市部 361,900,000 標準 344,700,000</td> </tr> <tr> <td>61人 ~ 80人</td> <td>都市部 509,200,000 標準 485,000,000</td> </tr> <tr> <td>81人 ~ 100人</td> <td>都市部 655,300,000 標準 624,100,000</td> </tr> <tr> <td>101人 ~ 120人</td> <td>都市部 801,100,000 標準 763,000,000</td> </tr> <tr> <td>121人 以上</td> <td>都市部 947,000,000 標準 902,000,000</td> </tr> <tr> <td>就労・訓練事業等整備加算</td> <td>都市部 45,800,000 標準 43,600,000</td> </tr> <tr> <td>大規模生産設備等整備加算</td> <td>都市部 150,800,000 標準 143,700,000</td> </tr> <tr> <td>短期入所整備加算</td> <td>都市部 12,400,000 標準 11,900,000</td> </tr> <tr> <td>発達障害者支援センター整備加算</td> <td>都市部 14,400,000 標準 13,800,000</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</td> <td>都市部 10,300,000 標準 9,840,000</td> </tr> <tr> <td>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</td> <td>都市部 6,870,000 標準 6,550,000</td> </tr> <tr> <td>小規模グループケア整備加算</td> <td>都市部 22,100,000 標準 21,100,000</td> </tr> <tr> <td>避難スペース整備加算</td> <td>都市部 39,800,000 標準 38,000,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</td> <td rowspan="6">本体</td> <td>利用定員 20人 以下</td> <td>都市部 59,400,000 標準 56,600,000</td> </tr> <tr> <td>21人 ~ 40人</td> <td>都市部 119,700,000 標準 114,000,000</td> </tr> <tr> <td>41人 ~ 60人</td> <td>都市部 200,000,000 標準 190,400,000</td> </tr> <tr> <td>61人 ~ 80人</td> <td>都市部 280,800,000 標準 267,500,000</td> </tr> <tr> <td>81人 ~ 100人</td> <td>都市部 361,900,000 標準 344,700,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業(施設)の種類		補助基準額	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 108,000,000 標準 102,900,000	21人 ~ 40人	都市部 217,100,000 標準 206,800,000	41人 ~ 60人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000	61人 ~ 80人	都市部 509,200,000 標準 485,000,000	81人 ~ 100人	都市部 655,300,000 標準 624,100,000	101人 ~ 120人	都市部 801,100,000 標準 763,000,000	121人 以上	都市部 947,000,000 標準 902,000,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部 45,800,000 標準 43,600,000	大規模生産設備等整備加算	都市部 150,800,000 標準 143,700,000	短期入所整備加算	都市部 12,400,000 標準 11,900,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部 14,400,000 標準 13,800,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 10,300,000 標準 9,840,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,870,000 標準 6,550,000	小規模グループケア整備加算	都市部 22,100,000 標準 21,100,000	避難スペース整備加算	都市部 39,800,000 標準 38,000,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部 59,400,000 標準 56,600,000	21人 ~ 40人	都市部 119,700,000 標準 114,000,000	41人 ~ 60人	都市部 200,000,000 標準 190,400,000	61人 ~ 80人	都市部 280,800,000 標準 267,500,000	81人 ~ 100人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000
事業(施設)の種類		補助基準額																																														
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 108,000,000 標準 102,900,000																																													
		21人 ~ 40人	都市部 217,100,000 標準 206,800,000																																													
		41人 ~ 60人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000																																													
		61人 ~ 80人	都市部 509,200,000 標準 485,000,000																																													
		81人 ~ 100人	都市部 655,300,000 標準 624,100,000																																													
		101人 ~ 120人	都市部 801,100,000 標準 763,000,000																																													
		121人 以上	都市部 947,000,000 標準 902,000,000																																													
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 45,800,000 標準 43,600,000																																													
		大規模生産設備等整備加算	都市部 150,800,000 標準 143,700,000																																													
		短期入所整備加算	都市部 12,400,000 標準 11,900,000																																													
発達障害者支援センター整備加算	都市部 14,400,000 標準 13,800,000																																															
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 10,300,000 標準 9,840,000																																															
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,870,000 標準 6,550,000																																															
小規模グループケア整備加算	都市部 22,100,000 標準 21,100,000																																															
避難スペース整備加算	都市部 39,800,000 標準 38,000,000																																															
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部 59,400,000 標準 56,600,000																																													
		21人 ~ 40人	都市部 119,700,000 標準 114,000,000																																													
		41人 ~ 60人	都市部 200,000,000 標準 190,400,000																																													
		61人 ~ 80人	都市部 280,800,000 標準 267,500,000																																													
		81人 ~ 100人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000																																													

改 正 後	現 行																																																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>101人～120人</td><td>都市部</td><td>441,900,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>420,800,000</td></tr> <tr> <td>121人以上</td><td>都市部</td><td>523,000,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>498,100,000</td></tr> <tr> <td>就労・訓練事業等整備加算</td><td>都市部</td><td>45,800,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>43,600,000</td></tr> <tr> <td>大規模生産設備等整備加算</td><td>都市部</td><td>150,800,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>143,700,000</td></tr> <tr> <td>短期入所整備加算</td><td>都市部</td><td>12,400,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>11,900,000</td></tr> <tr> <td>発達障害者支援センター整備加算</td><td>都市部</td><td>14,400,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>13,800,000</td></tr> <tr> <td>就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</td><td>都市部</td><td>10,300,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>9,840,000</td></tr> <tr> <td>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</td><td>都市部</td><td>6,870,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>6,550,000</td></tr> <tr> <td>避難スペース整備加算</td><td>都市部</td><td>39,800,000</td></tr> <tr> <td></td><td>標準</td><td>38,000,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増算後の単価であること。 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>	101人～120人	都市部	441,900,000		標準	420,800,000	121人以上	都市部	523,000,000		標準	498,100,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,800,000		標準	43,600,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	150,800,000		標準	143,700,000	短期入所整備加算	都市部	12,400,000		標準	11,900,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,400,000		標準	13,800,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,300,000		標準	9,840,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,870,000		標準	6,550,000	避難スペース整備加算	都市部	39,800,000		標準	38,000,000
101人～120人	都市部	441,900,000																																																					
	標準	420,800,000																																																					
121人以上	都市部	523,000,000																																																					
	標準	498,100,000																																																					
就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,800,000																																																					
	標準	43,600,000																																																					
大規模生産設備等整備加算	都市部	150,800,000																																																					
	標準	143,700,000																																																					
短期入所整備加算	都市部	12,400,000																																																					
	標準	11,900,000																																																					
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,400,000																																																					
	標準	13,800,000																																																					
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,300,000																																																					
	標準	9,840,000																																																					
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,870,000																																																					
	標準	6,550,000																																																					
避難スペース整備加算	都市部	39,800,000																																																					
	標準	38,000,000																																																					

改 正 後	現 行																																										
(削除)	<p><u>別表3-7</u></p> <p>(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)</p> <p>令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業(施設)の種類</th> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</td> <td rowspan="10">本体</td> <td><u>利用定員 40人 以下</u></td> <td><u>都市部 288,200,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>41人 ~ 60人</u></td> <td><u>標準 274,500,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>61人 ~ 80人</u></td> <td><u>都市部 480,100,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>81人 ~ 100人</u></td> <td><u>標準 457,300,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>101人 ~ 120人</u></td> <td><u>都市部 675,500,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>121人 以上</u></td> <td><u>標準 643,300,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>就労・訓練事業等整備加算</u></td> <td><u>都市部 868,900,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>短期入所整備加算</u></td> <td><u>標準 827,600,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>発達障害者支援センター整備加算</u></td> <td><u>都市部 1,062,800,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>標準 1,012,200,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>都市部 1,256,000,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>標準 1,196,300,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>都市部 60,800,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>標準 58,000,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>都市部 13,700,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>標準 13,100,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>都市部 19,000,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>標準 18,100,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>	事業(施設)の種類		補助基準額		福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	<u>利用定員 40人 以下</u>	<u>都市部 288,200,000</u>	<u>41人 ~ 60人</u>	<u>標準 274,500,000</u>	<u>61人 ~ 80人</u>	<u>都市部 480,100,000</u>	<u>81人 ~ 100人</u>	<u>標準 457,300,000</u>	<u>101人 ~ 120人</u>	<u>都市部 675,500,000</u>	<u>121人 以上</u>	<u>標準 643,300,000</u>	<u>就労・訓練事業等整備加算</u>	<u>都市部 868,900,000</u>	<u>短期入所整備加算</u>	<u>標準 827,600,000</u>	<u>発達障害者支援センター整備加算</u>	<u>都市部 1,062,800,000</u>		<u>標準 1,012,200,000</u>		<u>都市部 1,256,000,000</u>		<u>標準 1,196,300,000</u>		<u>都市部 60,800,000</u>		<u>標準 58,000,000</u>		<u>都市部 13,700,000</u>		<u>標準 13,100,000</u>		<u>都市部 19,000,000</u>		<u>標準 18,100,000</u>
事業(施設)の種類		補助基準額																																									
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	<u>利用定員 40人 以下</u>	<u>都市部 288,200,000</u>																																								
		<u>41人 ~ 60人</u>	<u>標準 274,500,000</u>																																								
		<u>61人 ~ 80人</u>	<u>都市部 480,100,000</u>																																								
		<u>81人 ~ 100人</u>	<u>標準 457,300,000</u>																																								
		<u>101人 ~ 120人</u>	<u>都市部 675,500,000</u>																																								
		<u>121人 以上</u>	<u>標準 643,300,000</u>																																								
		<u>就労・訓練事業等整備加算</u>	<u>都市部 868,900,000</u>																																								
		<u>短期入所整備加算</u>	<u>標準 827,600,000</u>																																								
		<u>発達障害者支援センター整備加算</u>	<u>都市部 1,062,800,000</u>																																								
			<u>標準 1,012,200,000</u>																																								
	<u>都市部 1,256,000,000</u>																																										
	<u>標準 1,196,300,000</u>																																										
	<u>都市部 60,800,000</u>																																										
	<u>標準 58,000,000</u>																																										
	<u>都市部 13,700,000</u>																																										
	<u>標準 13,100,000</u>																																										
	<u>都市部 19,000,000</u>																																										
	<u>標準 18,100,000</u>																																										

改 正 後

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下	都市部	66,600,000	
		標準	63,500,000	
		都市部	134,200,000	
		標準	127,900,000	
		都市部	224,300,000	
		標準	213,600,000	
		都市部	315,000,000	
		標準	300,000,000	
		都市部	406,000,000	
		標準	386,600,000	
		都市部	495,700,000	
		標準	472,100,000	
		都市部	586,700,000	
		標準	558,800,000	
施設入所支援整備 加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	53,600,000	
		標準	51,100,000	
		都市部	108,300,000	
		標準	103,200,000	
		都市部	181,200,000	
		標準	172,600,000	
		都市部	255,300,000	
		標準	243,200,000	
		都市部	328,000,000	
		標準	312,500,000	
		都市部	402,000,000	
		標準	383,000,000	
		都市部	475,000,000	
		標準	452,500,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部	51,400,000	
		標準	49,000,000	

現 行

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 利用定員 20人 以下	都市部	61,900,000	
		標準	59,000,000	
		都市部	124,700,000	
		標準	118,800,000	
		都市部	208,300,000	
		標準	198,400,000	
		都市部	292,500,000	
		標準	278,600,000	
		都市部	377,000,000	
		標準	359,000,000	
		都市部	460,300,000	
		標準	438,400,000	
		都市部	544,800,000	
		標準	518,900,000	
施設入所支援整備 加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,900,000	
		標準	47,500,000	
		都市部	100,600,000	
		標準	95,900,000	
		都市部	168,300,000	
		標準	160,300,000	
		都市部	237,100,000	
		標準	225,900,000	
		都市部	304,600,000	
		標準	290,100,000	
		都市部	373,400,000	
		標準	355,600,000	
		都市部	441,100,000	
		標準	420,100,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部	47,700,000	
		標準	45,500,000	

改 正 後			現 行		
大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>169,200,000</u> 標準 <u>161,200,000</u>		大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>157,100,000</u> 標準 <u>149,700,000</u>	
短期入所整備加算	都市部 <u>14,000,000</u> 標準 <u>13,300,000</u>		短期入所整備加算	都市部 <u>13,000,000</u> 標準 <u>12,400,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>16,200,000</u> 標準 <u>15,500,000</u>		発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>15,000,000</u> 標準 <u>14,400,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <u>障害児相談支援</u> 整備加算	都市部 <u>10,700,000</u> 標準 <u>10,200,000</u>	
居宅介護整備加算	都市部 <u>7,710,000</u> 標準 <u>7,350,000</u>		居宅介護、 <u>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</u> 整備加算	都市部 <u>7,150,000</u> 標準 <u>6,820,000</u>	
避難スペース整備加算	都市部 <u>44,600,000</u> 標準 <u>42,500,000</u>		避難スペース整備加算	都市部 <u>41,500,000</u> 標準 <u>39,500,000</u>	
(削除)			福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体 利用定員 20人 以下 21人 ~ 40人 41人 ~ 60人 61人 ~ 80人 81人 ~ 100人 101人 ~ 120人 121人 以上	都市部 <u>112,500,000</u> 標準 <u>107,200,000</u> 都市部 <u>226,100,000</u> 標準 <u>215,400,000</u> 都市部 <u>377,000,000</u> 標準 <u>359,000,000</u> 都市部 <u>530,500,000</u> 標準 <u>505,200,000</u> 都市部 <u>682,600,000</u> 標準 <u>650,100,000</u> 都市部 <u>834,500,000</u> 標準 <u>794,800,000</u> 都市部 <u>986,500,000</u> 標準 <u>939,500,000</u>
				就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>47,700,000</u> 標準 <u>45,500,000</u>
				大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>157,100,000</u> 標準 <u>149,700,000</u>
				短期入所整備加算	都市部 <u>13,000,000</u> 標準 <u>12,400,000</u>
				発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>15,000,000</u> 標準 <u>14,400,000</u>

改 正 後			現 行														
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="color: red; padding: 2px;">就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">都市部 標準</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>10,700,000</u> <u>10,200,000</u></td></tr> <tr> <td style="color: red; padding: 2px;">居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">都市部 標準</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>7,150,000</u> <u>6,820,000</u></td></tr> <tr> <td style="color: red; padding: 2px;">小規模グループケア整備加算</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">都市部 標準</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>23,000,000</u> <u>22,000,000</u></td></tr> <tr> <td style="color: red; padding: 2px;">避難スペース整備加算</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">都市部 標準</td><td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>41,500,000</u> <u>39,500,000</u></td></tr> </table>			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 標準	<u>10,700,000</u> <u>10,200,000</u>	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	<u>7,150,000</u> <u>6,820,000</u>	小規模グループケア整備加算	都市部 標準	<u>23,000,000</u> <u>22,000,000</u>	避難スペース整備加算	都市部 標準	<u>41,500,000</u> <u>39,500,000</u>
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 標準	<u>10,700,000</u> <u>10,200,000</u>															
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 標準	<u>7,150,000</u> <u>6,820,000</u>															
小規模グループケア整備加算	都市部 標準	<u>23,000,000</u> <u>22,000,000</u>															
避難スペース整備加算	都市部 標準	<u>41,500,000</u> <u>39,500,000</u>															
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>														

改 正 後			
別表3-2			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)			
事業(施設)の種類			
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 利用定員 40人 以下	都市部	178,500,000
		標準	170,000,000
		都市部	297,500,000
		標準	283,400,000
		都市部	418,000,000
		標準	398,100,000
		都市部	538,600,000
	施設入所 支援整備 加算	標準	513,000,000
		都市部	658,000,000
		標準	626,600,000
		都市部	778,300,000
		標準	741,300,000
		都市部	144,000,000
		標準	137,100,000
就労・訓練事業等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	240,500,000
		標準	229,100,000
		都市部	338,500,000
		標準	322,500,000
		都市部	435,100,000
		標準	414,500,000
		都市部	533,500,000
	61人 ~ 80人	標準	508,200,000
		都市部	630,000,000
		標準	600,000,000
		都市部	68,200,000
		標準	65,000,000
		都市部	15,300,000
		標準	14,600,000
	121人 以上	都市部	21,300,000
		標準	20,300,000

現 行			
別表3-3			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)			
事業(施設)の種類			
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分) 利用定員 40人 以下	都市部	165,700,000
		標準	157,900,000
		都市部	276,200,000
		標準	263,100,000
		都市部	388,100,000
		標準	369,700,000
		都市部	500,100,000
	施設入所 支援整備 加算	標準	476,400,000
		都市部	611,000,000
		標準	581,900,000
		都市部	722,700,000
		標準	688,300,000
		都市部	133,700,000
		標準	127,400,000
就労・訓練事業等整備加算 短期入所整備加算 発達障害者支援センター整備加算	41人 ~ 60人	都市部	223,400,000
		標準	212,800,000
		都市部	314,400,000
		標準	299,500,000
		都市部	404,000,000
		標準	384,900,000
		都市部	495,500,000
	61人 ~ 80人	標準	471,900,000
		都市部	585,000,000
		標準	557,100,000
		都市部	63,400,000
		標準	60,400,000
		都市部	14,300,000
		標準	13,600,000
	81人 ~ 100人	都市部	19,800,000
		標準	18,900,000

改 正 後		現 行																																															
(削除)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>福祉型障害児入所施設</th> <th>本体</th> <th>利用定員 40人 以下</th> <th>都市部 300,200,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型障害児入所施設</td> <td></td> <td>標準 286,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>41人 ~ 60人 都市部 500,100,000</td> <td>標準 476,400,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>61人 ~ 80人 都市部 703,600,000</td> <td>標準 670,100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>81人 ~ 100人 都市部 905,100,000</td> <td>標準 862,000,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101人 ~ 120人 都市部 1,107,000,000</td> <td>標準 1,054,400,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>121人 以上 都市部 1,308,400,000</td> <td>標準 1,246,100,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就労・訓練事業等整備加算</td><td>都市部 63,400,000</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">短期入所整備加算</td><td>都市部 14,300,000</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">発達障害者支援センター整備加算</td><td>都市部 19,800,000</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>標準 18,900,000</td><td></td></tr> </tbody> </table>				福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 300,200,000	医療型障害児入所施設		標準 286,000,000				41人 ~ 60人 都市部 500,100,000	標準 476,400,000			61人 ~ 80人 都市部 703,600,000	標準 670,100,000			81人 ~ 100人 都市部 905,100,000	標準 862,000,000			101人 ~ 120人 都市部 1,107,000,000	標準 1,054,400,000			121人 以上 都市部 1,308,400,000	標準 1,246,100,000	就労・訓練事業等整備加算		都市部 63,400,000		短期入所整備加算		都市部 14,300,000		発達障害者支援センター整備加算		都市部 19,800,000				標準 18,900,000	
福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 300,200,000																																														
医療型障害児入所施設		標準 286,000,000																																															
		41人 ~ 60人 都市部 500,100,000	標準 476,400,000																																														
		61人 ~ 80人 都市部 703,600,000	標準 670,100,000																																														
		81人 ~ 100人 都市部 905,100,000	標準 862,000,000																																														
		101人 ~ 120人 都市部 1,107,000,000	標準 1,054,400,000																																														
		121人 以上 都市部 1,308,400,000	標準 1,246,100,000																																														
就労・訓練事業等整備加算		都市部 63,400,000																																															
短期入所整備加算		都市部 14,300,000																																															
発達障害者支援センター整備加算		都市部 19,800,000																																															
		標準 18,900,000																																															
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>		<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>																																															

改 正 後				現 行
別表4-1 令和5年度補助基準単価 (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(新設)
施 設 の 種 類	単位	補助基準額		
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	3,087,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000	
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000	
	保育室整備加算	1人当たり	813,000	
	学習室整備加算	1人当たり	813,000	
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	4,854,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000	
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000	
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				
施 設 の 種 類	単位	補助基準額		
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,281,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000	
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,703,000	
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。				

改 正 後				現 行																											
別表4-2 令和5年度補助基準単価 (単位:円) <p>(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)</p> <p>(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th><th>単位</th><th>補助基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所一時保護所</td><td>本体</td><td>1世帯当たり 4,074,000</td></tr> <tr> <td></td><td>初度設備加算</td><td>1世帯当たり 80,000</td></tr> <tr> <td></td><td>心理療法室整備加算</td><td>1施設当たり 25,258,000</td></tr> <tr> <td></td><td>保育室整備加算</td><td>1人当たり 1,073,000</td></tr> <tr> <td></td><td>学習室整備加算</td><td>1人当たり 1,073,000</td></tr> <tr> <td>婦人保護施設</td><td>本体</td><td>1世帯当たり 6,407,000</td></tr> <tr> <td></td><td>初度設備加算</td><td>1世帯当たり 80,000</td></tr> <tr> <td></td><td>心理療法室整備加算</td><td>1施設当たり 25,258,000</td></tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類	単位	補助基準額	婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり 4,074,000		初度設備加算	1世帯当たり 80,000		心理療法室整備加算	1施設当たり 25,258,000		保育室整備加算	1人当たり 1,073,000		学習室整備加算	1人当たり 1,073,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり 6,407,000		初度設備加算	1世帯当たり 80,000		心理療法室整備加算	1施設当たり 25,258,000	(新設)
施 設 の 種 類	単位	補助基準額																													
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり 4,074,000																													
	初度設備加算	1世帯当たり 80,000																													
	心理療法室整備加算	1施設当たり 25,258,000																													
	保育室整備加算	1人当たり 1,073,000																													
	学習室整備加算	1人当たり 1,073,000																													
婦人保護施設	本体	1世帯当たり 6,407,000																													
	初度設備加算	1世帯当たり 80,000																													
	心理療法室整備加算	1施設当たり 25,258,000																													

改 正 後				現 行
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				
施 設 の 種 類		単位	補助基準額	
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	9,611,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	120,000	
	心理療法室整備加算	1施設当たり	37,887,000	

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改 正 後			現 行																																																										
<p>別表4-3</p> <p>令和5年度補助基準単価 (単位:円)</p> <p>(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th><th>単位</th><th>補 助 基 準 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所一時保護所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>地域交流スペース</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>14,645,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>796,000</td></tr> <tr> <td>地域交流スペース(防災拠点型)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>19,523,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>2,082,000</td></tr> <tr> <td>余裕教室活用促進事業</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>19,523,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>3,475,000</td></tr> <tr> <td>特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>9,339,000</td></tr> <tr> <td>特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>12,395,000</td></tr> <tr> <td>婦人保護施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>積雪寒冷地域体育施設</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>37,810,000</td></tr> <tr> <td>地域交流スペース</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>14,645,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>796,000</td></tr> <tr> <td>地域交流スペース(防災拠点型)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>19,523,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>2,082,000</td></tr> <tr> <td>余裕教室活用促進事業</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>19,523,000</td></tr> <tr> <td>初度設備加算</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>3,475,000</td></tr> <tr> <td>特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>9,339,000</td></tr> <tr> <td>特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)</td><td>1 施 設 当 た り</td><td>12,395,000</td></tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額	婦人相談所一時保護所			地域交流スペース	1 施 設 当 た り	14,645,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	796,000	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施 設 当 た り	19,523,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	2,082,000	余裕教室活用促進事業	1 施 設 当 た り	19,523,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	3,475,000	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)	1 施 設 当 た り	9,339,000	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)	1 施 設 当 た り	12,395,000	婦人保護施設			積雪寒冷地域体育施設	1 施 設 当 た り	37,810,000	地域交流スペース	1 施 設 当 た り	14,645,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	796,000	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施 設 当 た り	19,523,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	2,082,000	余裕教室活用促進事業	1 施 設 当 た り	19,523,000	初度設備加算	1 施 設 当 た り	3,475,000	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)	1 施 設 当 た り	9,339,000	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)	1 施 設 当 た り	12,395,000	(新設)
施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額																																																											
婦人相談所一時保護所																																																													
地域交流スペース	1 施 設 当 た り	14,645,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	796,000																																																											
地域交流スペース(防災拠点型)	1 施 設 当 た り	19,523,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	2,082,000																																																											
余裕教室活用促進事業	1 施 設 当 た り	19,523,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	3,475,000																																																											
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)	1 施 設 当 た り	9,339,000																																																											
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)	1 施 設 当 た り	12,395,000																																																											
婦人保護施設																																																													
積雪寒冷地域体育施設	1 施 設 当 た り	37,810,000																																																											
地域交流スペース	1 施 設 当 た り	14,645,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	796,000																																																											
地域交流スペース(防災拠点型)	1 施 設 当 た り	19,523,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	2,082,000																																																											
余裕教室活用促進事業	1 施 設 当 た り	19,523,000																																																											
初度設備加算	1 施 設 当 た り	3,475,000																																																											
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)	1 施 設 当 た り	9,339,000																																																											
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)	1 施 設 当 た り	12,395,000																																																											

改 正 後			現 行
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類	単位	補助基準額	
婦人保護施設			
積雪寒冷地域体育施設	1 施 設 当たり	56,715,000	
地域交流スペース	1 施 設 当たり	21,968,000	
初度設備加算	1 施 設 当たり	1,194,000	
地域交流スペース(防災拠点型)	1 施 設 当たり	29,285,000	
初度設備加算	1 施 設 当たり	3,123,000	
余裕教室活用促進事業	1 施 設 当たり	29,285,000	
初度設備加算	1 施 設 当たり	5,213,000	
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合以外)	1 施 設 当たり	14,009,000	
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業 計画に基づく場合)	1 施 設 当たり	18,593,000	
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された 特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された 奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島 振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項 に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第 3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を 乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と 認めた額であること。			

改 正 後				現 行												
別表4-4 令和5年度補助基準単価 (耐震化整備事業) (都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(新設)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th><th>単位</th><th>補 助 基 準 額</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所一時保護所</td><td>本体</td><td>1世帯当たり</td><td>5,478,000</td></tr> <tr> <td>婦人保護施設</td><td>本体</td><td>1世帯当たり</td><td>7,364,000</td></tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額		婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	5,478,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,364,000	
施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額														
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	5,478,000													
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,364,000													
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th><th>単位</th><th>補 助 基 準 額</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人保護施設</td><td>本体</td><td>1世帯当たり</td><td>11,046,000</td></tr> </tbody> </table>				施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額		婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000					
施 設 の 種 類	単位	補 助 基 準 額														
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000													
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)</p>																

改 正 後			現 行															
<p>別表4－5</p> <p>令和5年度補助基準単価</p> <p>(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th> <th>単位</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所一時保護所</td> <td>スプリンクラー設備工事(既存施設)※</td> <td>1 m² 当たり 7,000</td> </tr> <tr> <td>婦人保護施設</td> <td>スプリンクラー設備工事(既存施設)※</td> <td>1 m² 当たり 7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 の 種 類</th> <th>単位</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人保護施設</td> <td>スプリンクラー設備工事(既存施設)※</td> <td>1 m² 当たり 11,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る</p>			施 設 の 種 類	単位	補助基準額	婦人相談所一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 7,000	婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 7,000	施 設 の 種 類	単位	補助基準額	婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 11,000	(新設)
施 設 の 種 類	単位	補助基準額																
婦人相談所一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 7,000																
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 7,000																
施 設 の 種 類	単位	補助基準額																
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当たり 11,000																

改	正	後	現	行
別表 <u>5</u> (略)			別表 <u>4</u> (略)	

改 正 後	現 行
別紙1	別紙1
番 年 月 号 日	番 年 月 号 日
○○厚生（支）局長 殿	○○厚生（支）局長 殿
都道府県知事 指定都市の長 中核市の長	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長
(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について	(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
1 申 請 額 別紙（1） 2 施 設 の 種 類 別紙（1） 3 申 請 額 内 訳 別紙（2） 4 事 業 計 画 別紙（3） （ 間接補助の場合は 、設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）	1 申 請 額 別紙（1） 2 施 設 の 種 類 別紙（1） 3 申 請 額 内 訳 別紙（2） 4 事 業 計 画 別紙（3） （設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）
(添付書類) ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本	(添付書類) ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

改 正 後	現 行
別紙1(2) 施設整備申請額内訳（障害者関係施設）（略）	別紙1(2) 施設整備申請額内訳（障害者関係施設）（略）
別紙1(2) 施設整備申請額内訳（保護施設等）（略）	別紙1(2) 施設整備申請額内訳（保護施設等）（略）

四

(差)

(注) (1) 工事費等の算出方法を各自選択する旨を記す。(2) 付与する。
(2) 関係取引事業者の間で、同種の標準賃金が支給される標準工事の(1)に定められた標準区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切り捨て-)を[△]号欄に記入すること。
(3) 算出方法としては、本体、地盤改良費等、その他の工事別に、小計を記入すること。
(4) 基準工事については、都道府県、指定都市並びに中央構造線工事(3・4・5号工事)当該部を記入すること。[△]号欄は都道府県、指定都市並びに中央構造線の基準工事指揮を記す。
(5) A部分～D部分の施設別割合の内訳については、E、F、G欄におけるC部分の内訳を国庫補助基本法とした場合に、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附帯工事を行う場合においては、当該部分の係る割合の内訳を必ず記入すること。
(6) A部分～E部分の施設別賃借料の欄については、内訳の金額の記入の有無に係らず必ず記入すること。
(7) ①欄には、E欄(標準工事のうち標準工事の内訳を除く)の施設別割合の内訳を記入すること。

四

三

(注) (1) 工事項目別契約額を総括する単位で作成すること。

(注) (1) 工事積算基準を総結する屋面で作成すること。
(2) 直接費率の算出は、従量課税金額と算出方法が交差する課税標準区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に保証助成を兼じたもの(ただし、千円未満は切り捨て)をJ理に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、増築、改修、その他の工事別に小計作成すること。
(4) 算出にあたっては、各部の取扱い区分別に小計作成すること。

改 正 後	現 行
別紙1別紙(3)(略)	別紙1別紙(3)(略)

改 正 後	現 行
別紙2	別紙2
番 年 月 号 日	番 年 月 号 日
○○厚生（支）局長 殿	○○厚生（支）局長 殿
都道府県知事 指定都市の長 中核市の長	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長
交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について	交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について
（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。	（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。
1 精 算 額 別紙（1）のとおり 2 施 設 の 種 類 等 別紙（1）のとおり 3 精 算 額 内 訳 別紙（2）のとおり 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり <small>（間接補助の場合は、設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書の副本）</small> 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本	1 精 算 額 別紙（1）のとおり 2 施 設 の 種 類 別紙（1）のとおり 3 精 算 額 内 訳 別紙（2）のとおり 4 <u>設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本</u> <u>別紙（3）のとおり</u> 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

改 正 後	現 行
別紙2(2) 施設整備精算額内訳（障害者関係施設）（略）	別紙2(2) 施設整備精算額内訳（障害者関係施設）（略）
別紙2(2) 施設整備精算額内訳（保護施設等）（略）	別紙2(2) 施設整備精算額内訳（保護施設等）（略）

	規行
五 正 規 P-N-規	
	規行

改 正 後	現 行
別紙2（3）～別紙8（略）	別紙2（3）～別紙8（略）